

# PhDLS ルールブック

第2版

一般社団法人 日本災害医学会  
災害薬事委員会

# PhDLS ルールブック 目次

## 1 PhDLS 研修

### (1) プロバイダーコース

- ア 目的
- イ 受講資格
- ウ 開催要件
- エ カリキュラム
- オ 試験
- カ コース様式

### (2) PhDLS インストラクターコース

- ア 目的
- イ 受講資格
- ウ 開催要件
- エ カリキュラム
- オ 試験
- カ コース様式

## 2 講師、インストラクター等

- (1) 教授内容管理世話人（管理世話人）
- (2) コース世話人
- (3) インストラクター
- (4) モニタータスク参加とモニター評価
- (5) コース担当責任者（コースディレクター、CD）
- (6) コース運営担当者（コースコーディネーター、CC またはSCC）

## 3 事務手続き

- (1) 事務局
- (2) 申請・再申請・開催報告
- (3) その他
  - ア コース運営
  - イ 教材
  - ウ アンケート
  - エ 申請に当たっての諸注意

#### 4 様式

- (1) 認定様式（様式 1～4）
- (2) 評価票  
モニター評価票（様式 5）

#### 5 認定要領

- (1) インストラクター
- (2) 世話人
- (3) 教授内容管理世話人（管理世話人）

#### 6 日本災害医学会会員への対応

#### 7 PhDLS コースキャンセルポリシー

#### 8 災害薬事委員会内規

- (1) 正式な PhDLS コースではない研修会等に PhDLS 資機材を貸し出しする場合の取り決め
- (2) 自然災害等により、やむを得ないコース中止の際の認定料や資器材送付、費用支弁についての取り決め
- (3) コース指定の取り消し（第 7 条 2 項関係）

#### 参考資料

PhDLS 研修要綱（日本災害医学会理事会決定事項）	資料 1 ページ
PhDLS 研修要綱細則（日本災害医学会理事会決定事項）	資料 7 ページ
PhDLS コース運営等役割分担	資料 10 ページ
災害薬事委員会 名簿	資料 11 ページ

## PhDLS 研修の種別

- (1) PhDLS プロバイダーコース
- (2) PhDLS インストラクターコース

本書（PhDLS ルールブック）においては、（1）PhDLS プロバイダーコース、（2）PhDLS インストラクターコースについて説明しております。

## 1 PhDLS 研修

### (1) 災害薬事研修コース（PhDLS プロバイダーコース）

#### ア 目的

本研修は、災害薬事に従事する者が、災害時に発生した傷病者・患者への対応を適切に行うことにより、傷病者・患者の救命率及び社会復帰率の向上に資することを目的とする。

#### イ 受講資格

本研修会の受講資格は、次に掲げる者のいずれかであること。

- (ア) 薬剤師
- (イ) 医師
- (ウ) 歯科医師
- (エ) 看護師及び准看護師
- (オ) 診療放射線技師、臨床検査技師、その他の医療関係者で災害医療派遣業務に従事する者
- (カ) 薬事業務に携わる者
- (キ) 防災業務に携わる者
- (ク) 上記（ア）から（オ）をめざす医療系学生  
※ CBT、OSCEを修了していることが望ましい
- (ケ) その他、災害薬事委員会が認める者

#### ウ 開催要件

本研修会の開催要件は次の通りとする。

- ① 運営委員会が指定するカリキュラムを満たすこと。
- ② 講義と実技を組み合わせ、指定されたカリキュラムでコースを行うこと。
- ③ コースの質の管理とインストラクター推薦のため、管理世話人を1名おくこと（コース管理世話人とする）。また、世話人の職にある者を4名以上おくこと（コース世話人とする）。コース管理世話人及びコース世話人のうち1名以上は医学的な質を担保するため医師とすること。（管理世話人資格者でも世話人としての申請は可能である）
- ④ コース管理世話人、コース世話人、コース開催責任者（CD）、コース運営担当者（CCまたはSCC）インストラクター等の役割は、同じ者が重複しないこと。
- ⑤ 受講者4名に対して、1名以上のインストラクターを配置すること。ただし、世話人の職にある者の数を含まないこと。

- ⑥ 机上シミュレーション及び実技訓練では、各グループに対して1名以上のインストラクターを配置すること。
- ⑦ モニター評価者がいるグループは、机上シミュレーションでは必ずコース世話人を1名以上配置し、モニター評価を行うこと。  
※コース管理世話人によるモニター評価は不可。
- ⑧ コースの受講者は、原則として、12名以上36名以下とすること。
- ⑨ 上記いずれかの要件が満たせない場合や特別の事項が生じた場合は一般社団法人日本災害医学会災害薬事委員会（以下、災害薬事委員会）の承認を得ること。

エ カリキュラム

本研修会のカリキュラムは、「PhDLS プロバイダーコースカリキュラム」を原則とする。

災害薬事委員会が指定する「PhDLS プロバイダーコースカリキュラム」

A) 座学

1 災害医療・災害薬事対応とは

- ① 「研修会の意義」
- ② 「わが国の災害医療体制」
- ③ 「災害対応の基本コンセプト：CSCA」

2 災害時対応の基本コンセプト

- ① 「災害時の薬事支援の原則(3P：災害薬事トリアージ、準備、供給)」

B) 机上シミュレーション

1 災害時管理の原則CSCA

2 救護所での情報収集

3 災害時薬事シミュレーション

C) 実技訓練

1 災害薬事トリアージ

D) 実技試験

E) 筆記試験

## オ 試 験

本研修会の試験は次の通り実施する。

- (ア) 事前試験：コース開催前までに実施する。
- (イ) 実技試験：災害薬事トリアージ実技試験を実技試験評価表に基づき実施する。合格点に満たない者には再試験を行う。
- (ウ) 筆記試験：災害薬事対応に関する筆記試験を実施する。25 点満点中 15 点（60%）以上を合格とし、合格点に満たない者には再試験を行う。ただし解答は与えない。

## カ コース様式

- (ア) 様式1 修了証
- (イ) 様式2 認定証

## キ プロバイダー認定期間

その資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から起算して3年とする。更新コースは設けない。

## (2) PhDLS インストラクターコース

### ア 目的

本研修は、PhDLS インストラクターを志す者が、指導・認定等を適切に行うために必要な知識と技能を習得するほか、PhDLS 研修の運営に資することを目的とする。

### イ 受講資格

本研修会の受講資格は、下記の1から3全てをみたすものであること。

- 1 本研修会の受講資格は、次に掲げる者のいずれかであること。
  - (ア) 薬剤師
  - (イ) 医師
  - (ウ) 歯科医師
  - (エ) 看護師及び准看護師
  - (オ) 診療放射線技師、臨床検査技師、その他の医療関係者で災害医療派遣業務に従事する者
  - (カ) 薬事業務に携わる者
  - (キ) 防災業務に携わる者
  - (ク) その他、災害薬事委員会が認める者
- 2 PhDLS プロバイダーコース修了者
- 3 PhDLS プロバイダーコースにおける開催や指導に対して熱意がありインストラクターをめざす者

### ウ 開催要件

本研修会の開催要件は次のとおりとする。

- (ア) 研修会は、一般社団法人日本災害医学会 災害薬事委員会が指定するカリキュラム（PhDLS インストラクターコースカリキュラム）を満たすこと。
- (イ) コースの質の管理のために、災害薬事委員会委員を1名以上、または管理世話を2名以上おくこと（コース管理世話人とする）。また、世話人の職にある者を2名以上おくこと（コース世話人とする）。コース管理世話人ないしコース世話人のうち1名以上は医学的な質を担保するため医師とすること。
- (ウ) コース管理世話人、コース世話人、コース開催責任者（CD）、コース運営担当者（CCまたはSCC）、インストラクター等の役割は、同じ者が重複しないこと。
- (エ) 上記いずれかの要件が満たせない場合や特別の事項が生じた場合は災害薬事委員会の承認を得ること。



エ カリキュラム

本研修会のカリキュラムは、「PhDLS インストラクターコースカリキュラム」を原則とする。

災害薬事委員会が指定する「PhDLS インストラクターコースカリキュラム」

- 1 成人教育手法
- 2 運営・認定等事務関係
  - (1) PhDLS 開催要綱およびインストラクター制度について
  - (2) 開催の事務作業（申請、修了証、開催報告を含む）
- 3 シミュレーションの指導要領
  - (1) グループディスカッション CSCA
  - (2) 救護所での情報収集
  - (3) 災害薬事シミュレーション
- 4 実技訓練の指導要領
  - (1) 災害薬事トリアージ実技訓練の指導ポイント
- 5 実技試験（災害薬事トリアージ）実施のポイント

オ 試 験

実施しない

カ コース様式

本研修会のコース様式は別に定める。

(ア) 様式1 修了証

キ その他

本研修会修了者に対して、修了証を交付する。ただし、認定証は交付しない。

以上

## 2 講師、インストラクター等

### (1) 教授内容管理世話人（以下、「管理世話人」）

#### ア 管理世話人の役割

##### (ア) コース管理世話人としての役割

- ① コース開催時及び申請報告など全般において **PhDLS** として質の確保を保てるように関与すること。（スタッフの重複有無、スタッフの役割、配置等の確認を行う）
- ② モニター評価参加者の評価をとりまとめて、インストラクター推薦を行うこと。
- ③ 世話人推薦についてとりまとめて、推薦を行うこと。

##### (イ) 指導者としての役割

講義担当、講義内容等、コースの全般において、指導を行うこと。

#### イ 管理世話人の要件

##### (ア) 世話人であること。

(イ) 医師世話人は、コース世話人及び世話人委嘱後に コース開催責任者（**CD**）やコース運営担当者（**CC**または**SCC**）などコース運営管理として、プロバイダーコース開催に関与した回数が **5** 回以上であること。あるいはそれと同等の実績を有すること。

(ウ) 医師以外の世話人は、コース世話人及び世話人委嘱後に コース運営担当者（**CC**または**SCC**）でコース運営管理として、コース開催に関与した回数が **10** 回以上であること。あるいはそれと同等の実績を有すること。

(エ) ルールブックの内容を理解し、それに従い実施し、指導ができること。

#### ウ 管理世話人の委嘱

(ア) 管理世話人は、前項の要件を満たす者の中から、災害薬事委員会で必要に応じて審議され決議後、災害薬事委員会の長がこれを委嘱する。

(イ) 管理世話人として承認された場合は、事務局は委嘱状を作成し送付するとともに **PhDLS** 管理世話人名簿、**PhDLS**管理世話人メーリングリストに登録する。

(ウ) 管理世話人は委員長またはその代理からインストラクターメーリングリストに報告し周知する。

#### エ 管理世話人の任期

管理世話人の任期については特に期限を設けない。

オ 管理世話人の解任

管理世話人がインストラクターの資格を失った場合、その職を解任される。

## (2) 世話人

### ア 世話人の役割

#### (ア) コース世話人としての役割

- ① コースにおいて PhDLS として質の確保を保てるように関与すること。
- ② モニター評価参加者の評価を実施すること。
- ③ 世話人を推薦すること。
- ④ コース世話人の要件は、世話人であること。職種は問わない。

#### (イ) 指導者としての役割

PhDLS 研修のうち、PhDLS プロバイダーコース、PhDLS インストラクターコースにおいて、指導、インストラクター及び世話人の推薦、運営等を行う。

### イ 世話人の要件

- (ア) 一般社団法人日本災害医学会の会員であること。
- (イ) インストラクターであること、職種は問わない。
- (ウ) PhDLS プロバイダーコースにおいて、コース運営担当者（コースコーディネーター：CCまたはSCC）またはコース開催責任者（コースディレクター：CD）としてコースの運営実績があること。
- (エ) PhDLS プロバイダーコースにおいて講義を担当した経験があること。
- (オ) シミュレーションにおいて各テーブルにおける担当責任者として指導が出来ること。
- (カ) 災害薬事トリアージの実習や試験を指導出来ること。
- (キ) PhDLS の目的に賛同し、事業推進に熱意を持っていること。
- (ク) ルールブックの内容を理解していること。
- (ケ) 世話人試験で合格点を満たしていること。

### ウ 世話人の任期

世話人の任期については特に期限を設けない。

### エ 世話人の解任

世話人が、インストラクターの資格を失った場合、その職を解任される。

### (3) インストラクター

#### ア インストラクターの役割

PhDLS 研修のうち、PhDLS プロバイダーコース、PhDLS インストラクターコースにおいて運営等を行う。PhDLS プロバイダーコースにおいて、各テーブルでの指導、進行等を行う。

#### イ インストラクターの要件

(ア) PhDLS プロバイダーコースを修了し、以下の認定基準をすべて満たした者がコース管理世話人より推薦され、災害薬事委員会でインストラクターとして承認される。

- ① PhDLS インストラクターコースを修了している者
- ② PhDLS プロバイダーコースに2回以上モニタータスク参加している者
- ③ ②を満たしたのちコース世話人よりモニター評価を受け、所定の基準を満たし、インストラクターとしての資質及びスキルがあると認められた者

(イ) 個人のメールアドレスを取得していること。ただし添付ファイルが閲覧できない携帯メールのアドレスや、職場で共有しているメールアドレスは登録しないこと。

(ウ) 日本災害医学会学会員であることが望ましい。

#### ウ インストラクターの任期

その資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から起算して3年間とする。

#### エ インストラクターの更新

インストラクターの資格は、その有効期間内に PhDLS プロバイダーコースにおいて3回以上指導を担当し、期間内に再認定更新申請を行い、災害薬事委員会での審査を経て、規定の手数料を納付した後に更新することができる。

#### オ 手数料

インストラクターの資格を認定する際の手数料の額は、次に規定するとおりとする。ただし、認定時点で日本災害医学会の学会員の者は免除する。

(ア) 認定登録手数料 5,000 円

(イ) 再認定登録手数料 5,000 円

#### (4) モニタータスク参加とモニター評価

- ア PhDLS プロバイダー認定者が、PhDLS インストラクターコースを修了した後に、指導補助者として PhDLS コースに参加することを、「モニタータスク参加」という。
  
- イ 認定評価は2回の「モニタータスク参加」が完了した後の3回目以降に行うものとし、これを「モニター評価」という。

#### (5) コース開催責任者（コースディレクター、CD）

- ア コース開催責任者の役割
  - (ア) 開催関係機関との調整（都道府県薬事担当部局、都道府県薬剤師会、災害拠点病院、医薬品卸業界等）
  - (イ) 認定証・修了証への署名
  - (ウ) コース開催全般における責任を負うこと
  
- イ コース開催責任者の要件  
PhDLS インストラクターであること、職種は問わない。

(6) コース運営担当者（コースコーディネーター、CC またはSCC）

ア コース運営担当者の役割

- (ア) 開催について各方面との事前交渉の実施
- (イ) 会場の確保
- (ウ) コース開催責任者や管理世話人及びコース世話人への依頼
- (エ) コース開催に係る各種申請
- (オ) インストラクター、モニター評価参加者、モニタータスクなどの確保
- (カ) 上記のうち、PhDLS 有資格者の認定有効期間の確認
- (キ) 資器材の確保
- (ク) 受講者の募集、決定
- (ケ) 受講者への事前試験等各種資料の送付及びコースの案内
- (コ) コース当日の飲食料品の確保
- (サ) 必要経費の計算と振り分け
- (シ) コースプログラムの作成、インストラクター任務分担の振り分け
- (ス) コース開催時の運営全般
- (セ) コース終了に係る各種報告

イ コース運営担当者の要件

PhDLS インストラクターであること、職種は問わない。

以上

### 3 事務手続き

#### (1) 事務局

- ア PhDLS プロバイダー、PhDLS インストラクターなどのデータ管理は、一般社団法人日本災害医学会事務局（以下、事務局）で一元管理を行う。
- イ 受講修了証・資格認定証（日本災害医学会代表理事名）の発行はシステムより行う。事務局に依頼する場合は、10日前までに依頼する。
- ウ PhDLS コース開催に必要な資器材は、事務局で保管管理し、コース開催毎に開催地に配送する。ただし、コースが立て込んでいる場合は事務局に確認後、コース間でのやりとりとなる。
- エ コース開催後の資器材の送付については、原則、事務局宛に着払いで送付する。
- オ 事務局は、セミナー管理システムを運営・管理する。

#### (2) 申請・再申請

- ア PhDLS 研修の申請と承認
  - (ア) PhDLS コースの事前申請は災害医療イベントポータルサイト D-PORT にて行う。
  - (イ) PhDLS コースの開催承認は、災害薬事委員会の決議を、事務局が申請者に通知する。
  - (ウ) 申請手順については別添資料「開催申請マニュアル」を参照。  
(開催申請の際の諸注意は資料19ページ参照)
- イ PhDLS 研修の再申請
  - (ア) 再申請の内容に応じて、A 項と B 項にわけると
    - (イ) A 項
      1. 「コース管理世話人の変更」、「コース担当責任者（CD）の変更」、「コース運営担当者（CC、SCC）の変更」、「コース世話人の減員」、「受講者数の変更」に関する再申請
      2. A 項に関する再申請は、直ちに行う。
      3. A 項に関する再申請は、災害薬事委員会の審議が必要なため、遅くとも開催2週間までに再申請を行う。それ以降の変更は受理されないことがある。



(ウ) B 項

1. 「コース世話人の交代」、「インストラクター数の変更」に関する再申請
2. B 項に関する再申請は、開催 1 週間までの期間に、1 回に限り行うことができる。

(エ) 再申請手順については別添資料「再申請マニュアル」を参照。

ウ 開催報告

(ア) コース開催後は一ヶ月以内にコース開催報告の手続きを行うこと。

(イ) 開催報告手順については別添資料「開催報告マニュアル」を参照。

エ 資格の申請

PhDLS インストラクター、世話人を推薦する場合には、システムから行う。  
(各認定要領を参照)

### (3) その他

ア コース運営

(ア) PhDLS 研修の運営は、開催を申請した主催者（コース管理世話人、コース世話人、コース開催責任者、コース運営担当者、PhDLS インストラクター）が実施する。

(イ) PhDLS 研修の見学は、原則として認めない。ただし、地域において今後のコース開催に有益と考えられる場合は、認めるものとする。

(ウ) コースの撮影については、受講者の個人情報保護の観点や誤ってコース内容が伝搬すること防ぐために許可しないことを原則とする。ただし、コース運営担当者が次回開催のために参考資料として保存する場合は、取り扱いに注意することを条件に認めるものとする。

イ 教材

(ア) 「災害薬事標準テキスト」（監修 日本集団災害医学会、編著 大友康裕、出版者 ぱーそん書房）

(イ) コース管理世話人は、PhDLS コースで使用する教材（スライドなど）の最新版をシステムからダウンロードして、コース資料として活用する。

(ウ) 前項の教材のうち、「受講者テキスト」は一般社団法人日本災害医学会のホームページにある、学会誌・関連グッズ販売より購入することができる。

ウ アンケート

アンケートは、各コースで必要に応じて実施し、振り返りや次回のコース開催時の参考資料とする。

【申請の際の諸注意】

※下記は D-PORT からの申請時に自動的にチェックされるが、チェック内容を把握しておくこと。

1. 申請書の記載内容とチェックリストの記載内容が同一であることを必ず確認すること。
2. PhDLSプロバイダーコースでは、コース管理世話人として申請する者の名を1名のみ登録すること（有資格者全員を記載するものではありません）（PhDLS インストラクターコースではコース管理世話人の欄に 災害薬事委員会委員1名または管理世話人資格のある者2名を登録する。）但し、コース世話人、CD、CCとして申請する者はコース管理世話人欄には登録しないこと。
3. コース世話人として申請する者を4名以上登録すること。但し、コース管理世話人、CD、CCとして申請する者はコース世話人欄には登録しないこと。
4. 世話人欄には医師、看護師、救急救命士等の医療資格等を記載すること。
5. CD1名、CC1名、を登録すること。（web 入力のため厳守すること）

# 修了証



殿

Pharmacy Disaster Life Support

貴殿は日本災害医学会が指定する

研修会「災害薬事研修コース」

(Pharmacy Disaster Life Support; PhDLS)

プロバイダーコースを修了したことを証する

開催日：

開催地：

開催責任者

一般社団法人  
日本災害医学会  
代表理事



Pharmacy Disaster Life Support

修了証登録番号

# 修了証



殿

Pharmacy Disaster Life Support

貴殿は日本災害医学会が指定する

研修会「災害薬事研修コース」

(Pharmacy Disaster Life Support; PhDLS)

インストラクターコースを修了したことを

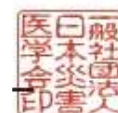
証する

開催日：

開催地：

開催責任者

一般社団法人  
日本災害医学会  
代表理事



## Pharmacy Disaster Life Support

表



裏



表



裏



## PhDLS モニター評価参加者 評価票 (評価はシステムで入力を行う)

モニター評価参加者氏

名：プロバイダー

番号：

インストラクターコース修了番号：

タスク参加コース名 (1回目)：

日付：

タスク参加コース名 (2回目)：

日付：

モニター参加プロバイダーコース名称：

日付：

評価世話人名：

### Monitoring 評 価 表

	4	3	2	1
Monitoring 評 価 表	良い			悪い
コース内容・目的の理解	4	3	2	1
実技シミュレーション				
担当シミュレーション：				
準備要領	4	3	2	1
シミュレーション目的の理解度	4	3	2	1
進行のファシリテート要領	4	3	2	1
受講者への手助け要領	4	3	2	1
フィードバック内容・要領	4	3	2	1
質疑応答の対応	4	3	2	1
実技試験				
担当実技試験：				
準備要領	4	3	2	1
進行要領	4	3	2	1
評価要領	4	3	2	1
フィードバック要領	4	3	2	1

※平均点；

(平均スコア 3 以上にて認可とします。)

コメント：

## 5 認定要領

### (1) インストラクター認定要領

- ア インストラクター認定対象者  
インストラクターの要件を満たしている者（資料12ページ参照）
  
- イ モニタータスク参加
  - (ア) プロバイダーコースにモニタータスク参加し、評価を受ける前にコースの概要や内容を把握するために、プロバイダーコースに2回以上タスクとして参加することを条件とする。
  - (イ) プロバイダーコースの質の管理のために、モニター評価参加者は受講者各グループに2名を限度とする。
  
- ウ モニター評価方法
  - (ア) プロバイダーコースに参加したコース世話人が **PhDLS** モニター評価票により評価する。  
評価票は、事前にモニター評価を受ける者にメール等で送付し、モニター評価を受ける者自らコース開始前にモニター参加者が必要事項を記入し、評価世話人に手渡すものとする。
  - (イ) インストラクターとして **PhDLS** コースの目的を理解しているか、また目的に沿った指導が出来ているか評価する。
  - (ウ) **モニター評価者は、**テーブル付き指導者として、シミュレーションを1つ以上担当することとする。
  - (エ) **モニター評価者は、**トリアージ実技試験の模擬患者及び実技試験評価者を担当する。
  
- エ インストラクターの認定、推薦要領
  - (ア) コース管理世話人がコース世話人の評価をとりまとめて、インストラクター推薦を行う。
  - (イ) コース世話人はモニター評価をシステムに入力し、開催報告後、コース管理世話人がシステムより推薦を行う。
  - (ウ) 推薦されたモニター評価参加者は、毎月15日に災害薬事委員会において認定について審議を行い、5日間の審議期間を経て認定を行うこととする。なお、認定された場合の認定日は審議翌月の1日とする。
  - (エ) 事務局は認定登録料納付後に、認定証を交付するとともに、**PhDLS** インストラクター名簿、**PhDLS** インストラクターメーリングリストに追加する。



- (オ) 日本災害医学会会員は認定登録料の納付が免除される。
- (カ) インストラクターの基準に達していないと評価された者については、次回のモニター評価参加の参考とするために、評価した世話人から本人にフィードバックを行うものとする。

## (2) 世話人認定要領

- ア 世話人認定対象者  
世話人の要件を満たしている者（資料10ページ参照）
  
- イ 世話人の推薦、認定要領
  - (ア) コース管理世話人が、コース世話人2人からの推薦を取りまとめ、システムから随時行う。
  - (イ) コース世話人2人が、PhDLS プロバイダーコースにおいて、コース運営担当者またはコース開催責任者として関与し、世話人の要件（資料10ページ）を満たすと判断した場合、システムより推薦を行う。なお、推薦できる人数は1コース当たり2名を上限とする。
  - (ウ) 推薦された世話人については、毎月10日まで世話人メーリングリストで随時確認し、11日～20日の期間災害薬事委員会がシステムで審議を行い、20日に災害薬事委員会で承認する。承認後、災害薬事委員会の長がこれを委嘱する。なお、承認された場合の委嘱日は審議翌月の1日とする。
  - (エ) 新世話人が承認された場合は、事務局は委嘱状を作成し送付するとともに世話人名簿、世話人メーリングリストに登録する。
  - (オ) 新世話人の周知は委員長またはその代理からインストラクターメーリングリストに報告する。

### (3) 教授内容管理世話人（管理世話人）認定要領

- ア 管理世話人認定対象者  
管理世話人の要件を満たしている者（資料8ページを参照）
  
- イ 管理世話人の推薦、認定要領
  - (ア) 管理世話人は、前項の要件を満たす者の中から、災害薬事委員会で必要に応じて審議され決議後、災害薬事委員会の長がこれを委嘱する。
  - (イ) 管理世話人として承認された場合は、事務局は委嘱状を作成し送付するとともに PhDLS 管理世話人名簿、PhDLS管理世話人メーリングリストに登録する。
  - (ウ) 管理世話人は委員長またはその代理からインストラクターメーリングリストに報告し周知する。

- ※ 管理世話人の増員については、原則として半年毎に検討する。
- ※ 管理世話人の増員については、都道府県毎や地域毎の人口などを勘案する。
- ※ 管理世話人には相当の責務があることから、ルールブックを再確認していただき、コース管理において本人の自覚を持っていただくように意思確認を行った後に委嘱をする。

## 6 本法人個人会員への対応

- (1) 本法人が管理・運営する「PhDLS 研修会」において、会員に対して以下の対応をとるものとします。ただし、年会費の納入が適正に行われている会員のみを対象とします。
- (2) 次に掲げる PhDLS における事務手数料の納入を免除します。
  - ア PhDLS インストラクターコース修了証交付手数料 3,000 円
  - イ PhDLS インストラクター認定手数料 5,000 円
  - ウ PhDLS インストラクター再認定手数料 5,000 円

## 6 PhDLS コースキャンセルポリシー

- (1) コース受講におけるキャンセルポリシー
  - ア コース受講申込者は、コース開催当日に受講キャンセルした場合は、受講料（認定手数料又は修了証交付手数料を差し引いた金額）をコース主催者側に支払わなければならない。  
ただし、災害対応のためまたは不慮の事故等、やむを得ない事情と主催者が認めた場合は、この限りではない。
  - イ コース開催当日に、災害等のやむを得ない事情でコースが中止となった場合、認定手数料又は修了証交付手数料については返納されるが、それ以外の受講料は返納されない。
- (2) コース開催におけるキャンセルポリシー  
コース直前に、災害等のやむを得ない事情でコース開催が困難になり、キャンセルとなった場合については、災害薬事委員会が実情を勘案してやむを得ない損失と認めた金額については、日本災害医学会が支弁できる。

平成 30 年 2 月 1 日 災害薬事委員会

## 8 災害薬事委員会内規

(1) 正式な PhDLS コースではない研修会等に PhDLS 資機材を貸し出しする場合の取り決め

- ア 正式な PhDLS コースの開催に影響がない場合にのみ貸し出しを許可する。
- イ 間違った内容が伝授されないために PhDLS 管理世話人が1名または世話人が2名以上関与するとともに、PhDLS インストラクターがシミュレーションの各ブースに1名以上配置できることを条件とする。
- ウ 貸出については、災害薬事委員会の承認を必要とする。
- エ 貸し出し料金は、一律 70,000 円とする。
- オ 返却する場合の送料は、借り出し機関の負担とする。
- カ 資器材の送付先は PhDLS インストラクター資格者または世話人、管理世話人資格 保有者とする。
- キ 事務処理要領
  - (ア) PhDLS 資器材貸出について主催者から借用申請書を事務局に提出
  - (イ) 借用申請書を災害薬事委員会申請フォルダにアップするとともに審議依頼
  - (ウ) 災害薬事委員会で承認
  - (エ) 事務局から主催者へ貸出する旨と貸出費用の振込を連絡
  - (オ) 貸出費用の振り込み確認

平成 30 年 2 月 1 日 災害薬事委員会

## PhDLS資器材借用申請書

年 月 日

一般社団法人日本災害医学会  
災害薬事委員会  
委員長 様

PhDLS研修運営担当者  
所属  
氏名

PhDLSを基にした研修会を開催するために、PhDLS資器材の借用を申請いたします。

### 記

- 1 用途：
- 2 日時： 年 月 日( )
- 3 場所：住所  
TEL
- 4 研修受講者人数： 名
- 5 シミュレーションブース数： ブース
- 6 インストラクター及び世話人人数： 名（うち世話人 名）  
（シミュレーションブースに最低1名以上配置）
- 7 資器材送付先（郵便番号・住所・氏名・電話番号・E-mailアドレス・  
PhDLSインストラクター番号）

★資器材受取者はPhDLSインストラクター、世話人、又は管理世話人資格者とする。

原則として、使用予定日の60日前までに本申請書を日本災害医学会事務局PhDLSコース事務局（[phdls@jadm.or.jp](mailto:phdls@jadm.or.jp)）まで、メールに添付して送付をお願いします。

他のPhDLSコース開催に影響がない場合は、事務局から連絡することとします。  
なお、貸出料金については一律70,000円（ただし返却時の配送手数料は申請者負担）とし、振込先については貸出が決定した際に事務局から連絡することとします。

- (1) 自然災害等により、やむを得ないコース中止の際の認定料や資器材送付、費用支弁についての取り決め
- ア 実災害が発生または予測されコースの開催が、①実災害対応に支障を来すと考えられる場合、もしくは②実災害対応によりコース開催要件を満たさなくなることが見込まれる場合が該当する。
  - イ 中止の最終判断は、CD が決定することとする。管理世話人は、CD から助言を求められた場合は、状況を客観的に判断して助言を行う事が出来る。  
(管理世話人は「コースの質の管理」、CD、CC、SCCは「コースの開催・運営」を担当する)
  - ウ 認定料等事務手続きに伴うキャンセル料は受講者からは徴収しないこととする。
  - エ PhDLS 事務局より配付のテキスト等荷物は、事務局に着払いで発送することとする。
  - オ PhDLS コース資機材は、事務局の指定する方法で次開催地へ発送する
  - カ 当該コース再申請の場合は考慮する。

平成 30 年 2 月 1 日 災害薬事委員会

(2) コース指定の取り消し（第7条2項関係）

PhDLS プロバイダーコース、PhDLS インストラクターコース等の研修会（以下、研修会）の開催前後において、次の要件が認められた場合、災害薬事委員会は、PhDLS 研修用項第7条に基づき当該研修会の指定を取り消す場合がありますので、研修会の開催または中止を決定する際の参考として下さい。

ア 開催都道府県における背景要件

(ア) 災害が発生しているとき

特に都道府県もしくは市町村に災害対策本部が設置され、緊急消防援助隊（消防）、広域緊急援助隊（警察）、DMAT（救護班）、自衛隊などによる救出・救助。救援活動などが行われるとき。

(イ) 気象庁が警報を発令し、今後災害発生の恐れがあるとき。

(ウ) 避難勧告・避難指示が発令されているとき。

(エ) 研修会参加者の安全が損なわれるような災害等が発生したとき。

イ 開催地もしくはその周辺における背景要件

(ア) 避難勧告・避難指示が発令されているとき。

(イ) 気象庁が警報を発令し、今後災害発生の恐れがあるとき。

(ウ) 研修会参加者の安全が損なわれるような事態が発生したとき。

平成30年2月1日 災害薬事委員会

※ 災害薬事委員会が研修会の指定を取り消した場合、手数料は徴収しませんが、当該研修を受講された方の修了及び認定は行いません。また指導者（インストラクター・モニター・タスク等）の実績もカウントいたしません。